

降灰除去に対する支援

①降灰除去事業

継続的な降灰があり、**年間の降灰重量が $1,000\text{g}/\text{m}^2$ 以上**の場合

<対象> **市町村管理道路**

**降灰除去事業
(特措法)
による降灰除去**



②災害復旧事業

車両の交通に著しく支障を及ぼす
場合(短期集中的な降灰)

<対象> **市町村管理道路
都道府県管理道路**

**災害復旧事業
(負担法)
による降灰除去**

道路降灰除去支援の流れ

①降灰除去事業

対象：市町村管理道路

継続的な降灰があり、**年間の降灰重量が $1,000\text{g}/\text{m}^2$ 以上**の場合

継続的に降灰重量を測定

(毎月、市町村→都道府県→国へ報告)
※新規に測定する場合、市町村は都道府県と協議して国への届出が必要

$1,000\text{g}/\text{m}^2$
以上の場合

補助率：1/2

$2,500\text{g}/\text{m}^2$
以上の場合

補助率：2/3

年間(1～12月)の降灰に対する除去に要した費用に対して補助

②災害復旧事業

対象：市町村管理道路、
都道府県管理道路

車両の交通に著しく支障を及ぼす
場合(短期集中的な降灰)

車両の走行試験の実施

(制動距離等交通に支障となる条件)

災害復旧対象となる要件決定

(降灰厚 〇〇mm 以上、など)

災害査定申請

災害査定

※査定前に実施した降灰除去は、採択基準を満たすことを写真等で確認

降灰除去事業の概要

①降灰除去事業

【事業概要】

火山の爆発に伴い多量の降灰があった市町村に対し、**市町村が管理する道路**、当該市町村の区域内の**下水道**、都市排水路、公園及び宅地について、当該降灰の除去事業を実施した場合に、その経費について国が補助する制度。（活動火山対策特別措置法第22条）

※補助対象は、除去事業の実施に直接必要な調査、測量費や機械器具の借上げ、購入などに必要な経費も含む

※県が管理する道路は対象外（施行令第二条）

【対象施設・補助率（防災課担当分）】

【道路】

1/2（年間降灰重量1,000g/m²以上）

2/3（年間降灰重量2,500g/m²以上）

【下水道】

2/3（年間降灰重量1,000g/m²以上）

【降灰除去事業の採択実績（直近10年）】

・桜島（鹿児島県） ほぼ毎年 : 鹿児島市（旧桜島町含む）、垂水市

・新燃岳（宮崎県） H30 : 小林市 ※H23は小林市のほか、都城市、日南市、高原町、三股町）

※その他、過去には阿蘇山（熊本県）、雲仙岳（長崎県）にて実績あり

②災害復旧事業

【事業概要】

火山の爆発に伴う多量の降灰が、「**車馬の交通に著しい妨げのある崩土の堆積**」と認められる場合、これの撤去費用は災害復旧事業の対象となる。

※県が管理する道路、市町村が管理する道路が対象（歩道のみは不可）

※「交通に著しい妨げのある」状況を確認するために、火山灰の堆積した路面において、**車両の走行試験を実施し、採択基準となる火山灰の堆積厚を確認**する。

【対象施設・補助率(防災課担当分)】

【道路】

2/3

【災害復旧事業の採択実績】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ・有珠山噴火(S62)：北海道道、市町村道 | ・有珠山噴火(H13)：北海道道、町道 |
| ・三宅島噴火(S58)：東京都道 | ・三宅島噴火(H12)：東京都道、村道 |
| ・雲仙岳噴火(H 3)：長崎県道 | ・新燃岳噴火(H23)：宮崎県管理道路 |